

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年9月1日作成)

法令名	不動産の鑑定評価に関する法律
根拠条項	第22条第1項、第3項、第26条第1項、第27条第1項
許認可等の種類	不動産鑑定業者の登録 〃 更新登録 〃 登録換え 〃 変更登録
法令の定め	第23条（登録の申請） 第24条（登録の実施） 第25条（登録の拒否） 第26条第3項（登録換え） 第27条第2項、第3項（変更の登録）
審査基準	判断基準が法令の定めにおいて具体的に規定し尽くされているため設定していない。
標準処理期間	総期間 7日（注：休日は含まない。） 経由機関 協議機関 処分機関 7日（注：休日は含まない。）
処分担当課	総合政策部計画局土地水対策課調整係 （電話番号：011-231-4111 内線 23-741）
申請先	総合政策部計画局土地水対策課調整係 （電話番号：011-231-4111 内線 23-741）
問い合わせ先	総合政策部計画局土地水対策課調整係 （電話番号：011-231-4111 内線 23-741）
備考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/kanteisi/hyoujunsyori.pdf">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/kanteisi/hyoujunsyori.pdf</a> ） 標準処理期間短縮の状況（10日（H21）→7日（H22）） 登録は、不動産鑑定業者が資格要件を備えることを公証する行為であるが、登録日から初めて適法に不動産鑑定業を営むことが出来るといった意義を有することから登載している。